

令和6年度 森林環境譲与税の使途

(単位：千円)

事業名	事業内容		事業総額		(参考)
			うち令和6年度 森林環境譲与税	うち他の財源	令和6年度末 基金現在高
森林環境基金積立事業	令和8年度中に開設予定である（仮称）市立生涯学習複合施設等の一部木質化へ充てるための基金積立	13,567	13,429	138	63,274

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31(2019)年3月29日法律第3号）が平成31(2019)年4月1日に施行され、令和元(2019)年度から都道府県及び市町村に森林環境譲与税の譲与が開始されました。

森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みのもと、温室効果ガス排出削減の目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林経営管理法の制定を踏まえ、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保し、国民一人一人が等しく負担を分かち合って日本の森林を支える仕組みとすることを趣旨として「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されたものです。

森林環境税について

令和6(2024)年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収しています。

森林環境譲与税について

令和元(2019)年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口等の規定の譲与基準で按分して譲与されています。

※森林環境税及び森林環境譲与税の詳細につきましては、下記の林野庁のホームページ（外部リンク）をご参照ください。

[林野庁のホームページはこちら](#)

根拠法令：森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31(2019)年法律第3号）

使途

森林環境譲与税は、法律で市町村の使途が以下のように定められています。

- ・森林の整備に関する施策
 - ・森林の整備を担う人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策
- また、都道府県に関しては市町村が実施する施策の支援や円滑な実施に資する施策と定められています。

使途の公表

都道府県及び市町村は、法律により森林環境譲与税の使途を公表することとされています。